

區北州本	區	中	州	本	官	地廳	方官	及	船種	五十噸未滿	五十噸以上百噸未滿	百噸以上五百噸未滿	五百噸以上	合
福新	富	石	福	三	愛	靜	千	神	東	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆
島瀉	計	山	川	井	重	知	岡	葉	川	京	廳	廳	廳	廳
風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆	風帆
五	二九	五	二							一四	七			
一八九	九二〇	一六九	六二							四八八	一五九			
七六	四六六	五八	三三							二二二	一〇八			
一	二八	六	一							一一	一			
六八	一八五	六〇六	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四
一八六	九七七	一四三	三五							四七五	四三			
四	二五	一	一							一六	一			
七六五	七、一八二	一、二四	二五九							五〇八五	五二二			
一七五	一、一八五	一五	六〇							九八八	二七三			
	七二	五								一〇	一〇			
	九三、七三二	五、一三三								八八、五九九	一八、六八一			
	一、一四八	七六七								四六三五	四六三五			
一	一五九	一七	一五							一〇九	二〇			
六八	一、五六〇	五九、九二二	四九九							九四、八九二	二五二			
一八五	六五〇二	一六八	八七							二九、二五	一九、四六四			
	四三七	九八三	二二七							一四、九二〇	五〇、五九九			

第三七〇

西洋形商船

明治二十九年十二月三十一日

水運

輸運本日	會社	地	方	貨幣取扱高	荷	物運	賃
宮長	地	野	野				
城野	方	仙	野				
仙野	貨幣取扱高	臺	野				
	荷			一、二八八、〇〇〇	一、四一〇、三七四	四、一六	一、一三三、七
	物運						
	賃						
	會社						
	地						
	方						
	貨幣取扱高						
	荷						
	物運						
	賃						
明治二十七年	總計						
				三、四九六、三三九	五、四七三、八九二	八、六二五、九	二、七二八、二

表中内國通運會社ニ屬スル深川神田ニ支店ノ貨幣取扱高ハ本店ノ部ニ算入セリ

地 方	本 州		北 州		京 都		大 阪		和 歌 山		兵 庫		岡 山		廣 島		西 州		四 國		高 知		計		
	宮 城		山 形		青 森		京 都		和 歌 山		兵 庫		岡 山		廣 島		鳥 取		徳 島		愛 媛				
	船 種	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力		船 數	噸 數
五十噸未滿	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
五十噸以上百噸未滿	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
百噸以上五百噸未滿	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
五百噸以上	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
合 計	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1

地 方	本 州		北 州		京 都		大 阪		和 歌 山		兵 庫		岡 山		廣 島		西 州		四 國		高 知		計		
	宮 城		山 形		青 森		京 都		和 歌 山		兵 庫		岡 山		廣 島		鳥 取		徳 島		愛 媛				
	船 種	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力	船 數	噸 數	馬 力		船 數	噸 數
五十噸未滿	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
五十噸以上百噸未滿	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
百噸以上五百噸未滿	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
五百噸以上	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
合 計	1	25	20	9	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1

本表ハ從來登簿船及不登簿船ヲ合シテ編成セシモ明治二十九年十二月船鑑札規則發布ノ結果ニ據リ二十九年末ニ於ケル不登簿船ノ調査未整ナルヲ以テ登簿船ノミヲ掲ゲリ又參照ノ爲メ明治二十八年以前ニ係ル累年ノ登簿不登簿船ヲ區別シテ左ニ表出ス

